

第三十八回国会
衆議院

文教委員會議
録 第十四号

昭和三十六年四月七日(金曜日)

午前十一時三十九分開議

出席委員

委員長代理理事 竹下 登君
理事 白井 莊一君 理事 米田 吉盛君
理事 小林 信一君 理事 山崎 始男君
理事 山中 吾郎君
伊藤 郷一君 灘尾 弘吉君
花村 四郎君 松永 東君
松山千恵子君 八木 徹雄君
高津 正道君 前田榮之助君
三木 喜夫君

出席國務大臣

文部大臣 荒木 武夫君
出席府委員

文部事務次官

文部事務官 額田 彌三君
(大官房長官) 天城 勲君
文部事務官 天城 勲君
(初等中等教育局長) 内藤 三郎君
委員外の出席者

専門員

石井 勲君

四月五日

委員井伊誠一君辭任につき、その補欠として帆足計君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員帆足計君辭任につき、その補欠として井伊誠一君が議長の指名で委員に選任された。

同月六日

委員井伊誠一君及び野原覺君辭任につき、その補欠として矢尾喜三郎君提出第一七五号を一括議題とし、そ

及び足鹿覺君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員足鹿覺君及び矢尾喜三郎君辭任につき、その補欠として野原覺君及び井伊誠一君が議長の指名で委員に選任された。

四月五日
学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七四号)
学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出第一七五号)は、本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件
学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七四号)
学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出第一七五号)
学校教育に関する件

○竹下委員長代理 これより會議を開きます。

濱野委員長の都合により、私が委員長の指名によりまして、委員長職務を行ないます。

学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七四号)及び学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出第一七五号)を一括議題とし、そ

の提案理由の説明を聴取いたします。

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「大学」の下に「高等専門学校」を加える。

第四条中「並びに大学の学部及び大学院」を「大学、大学の学部及び大学院並びに高等専門学校の学科」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五節の二 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

第七十条の三 高等専門学校には、工業に関する学科を置く。

前項の学科に關し必要な事項は、監督庁がこれを定める。

第七十条の四 高等専門学校の修業年限は、五年とする。

第七十条の五 高等専門学校に入学することのできる者は、第四十七条に規定する者とする。

第七十条の六 高等専門学校には、校長、教授、助教授、助手及び事務職員を置かなければならない。

高等専門学校には、前項のほか、講師、技術職員その他必要な職員

を置くことができる。

校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

教授及び助教授は、学生を教授する。

助手は、教授又は助教授の職務を助ける。

を置くことができる。

校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

教授及び助教授は、学生を教授する。

助手は、教授又は助教授の職務を助ける。

講師は、教授又は助教授に準ずる職務に従事する。

第七十条の七 高等専門学校の設置の認可に關しては、監督庁は、高等専門学校審議會に諮問しなければならぬ。

高等専門学校審議會に關する事項は、政令でこれを定める。

第七十条の八 高等専門学校を卒業した者は、監督庁の定めるところにより、大学に編入することが出来る。

第七十条の九 第二十八条第六項、第四十九条、第五十条第三項、第六十四条、第六十八条の二及び第六十九条の規定は、高等専門学校に、これを準用する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(高等専門学校の設置)

第二条 高等専門学校は、昭和三十

七年四月一日前には、設置すること

とができない。ただし、同日前に

その設置のため必要な手続その他

の行為をすることを妨げない。

(名称)

第三条 この法律の施行の際、現に

その名称中に高等専門学校という

文字を用いている各種学校その他

学校教育法第一条に掲げるものの以

外の教育施設は、同法第八十三条

第二項の規定にかかわらず、昭和

三十七年三月三十一日までの間

は、なお従前の名称を用いること

ができる。

理由

工業に關する中堅技術者を養成

し、もつて産業の發展に寄与するた

め、深く専門の学芸を教授し、職業

に必要な能力を育成することを目的

とする高等専門学校の制度を設ける

必要がある。これが、この法律案を

提出する理由である。

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

(装飾師法の一部改正)
第一条 装飾師法(昭和十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
第一条第二項第二号中「又ハ大学」を「大学又ハ高等専門学校」に改める。
第二条 日本育英会法(昭和十九年

法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十六条ノ四第二項中「大学ニ於テ」を「大学又ハ高等専門学校ニ於テ」に、「大学其ノ他」を「大学、高等専門学校其ノ他」に改める。
附則第三十六條ノ二中「又ハ大学院」を「若ハ大学院又ハ高等専門学校」に改める。

(統計法の一部改正)

第三条 統計法(昭和二十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第十條第五項第三号中「旧専門学校令」を「学校教育法による高等専門学校、旧専門学校令」に、「これを「これら」に、「若しくは」を「又は」に改める。

(職業安定法の一部改正)

第四條 職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三條の二第二項中「大学」の下に、「高等専門学校」を加え、同条第二項中「大学の長」の下に、「高等専門学校校長」を加える。

(公認会計士法の一部改正)

第五條 公認会計士法(昭和二十三年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七條第一号中「大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

第九條第一号から第三号まで中「学校教育法による大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

(日本学術会議法の一部改正)

第六條 日本学術会議法(昭和二十三年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項第二号中「学校教育法第九條第一項の大学」の下に「、同法による高等専門学校」を加える。

(旅館業法の一部改正)

第七條 旅館業法(昭和二十三年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「その他の国立学校」の下に「又は公立若しくは私立の高等専門学校」を、「校長」の下に「高等専門学校以外」を、「教育委員会」の下に「高等専門学校以外」を加える。

(少年院の一部改正)

第八條 少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二号中「又は大学」を「、大学又は高等専門学校」に改める。

(消防法の一部改正)

第九條 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十三條の三第三項第一号中「若しくは短期大学」を「、短期大学若しくは高等専門学校」に改める。

(教育公務員特例法の一部改正)

第十條 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十三條の二中「大学」の下に「及び高等専門学校」を加える。

附則第三十二條第二項第一号中「講師又は助手」を「講師若しくは助手又は公立の高等専門学校の校長、教授、助教授、常時勤務に服することを要する講師若しくは助手」に改める。

(鉱山保安法の一部改正)

第十一條 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四十條第一項第一号中「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

(建設業法の一部改正)

第十二條 建設業法(昭和二十四年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号中「旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校又は旧大学令(大正七年勅令第三十八号)による大学を含む」を「旧大学令(大正七年勅令第三十八号)による大学を含む。以下同じ」若しくは高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む)に改め、同条第二項第一号中「大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

第十七條の二第二項第一号中「大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

(文部省設置法の一部改正)

第十三條 文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二條中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 「高等専門教育」とは、高等専門学校における教育をいう

第五條第一項第十七号中「大学の設置及び」を「大学及び高等専門学校の設置並びに」改め、同条同項第十八号及び第二十三号中「大学」の下に「、高等専門学校」を加え、同条同項第三十一号中「及び大学」を「並びに大学及び高等専門学校に」改める。

第九條第一号中「大学」の下に「及び高等専門学校」を加え、同条第二号中「国立大学及びこれに附置する学校」を「国立大学及び国立高等専門学校並びに国立大学に附置する学校」に改め、同条第三号中「大学教育及び」の下に「高等専門教育並びに」を加え、同条第四号及び第五号中「大学教育」の下に「及び高等専門教育」を加え、同条第十二号中「大学教授」を「大学及び高等専門学校の教授」に改め、同条第十六号中「大学」の下に「高等専門学校」を加え、同条第十八号中「大学教育及び」の下に「高等専門教育並びに」を加える。

第十一條第十二号中「大学教授」を「大学及び高等専門学校の教授」に改める。

第十三條第一項第一号中「大学」の下に「高等専門学校」を加える。

第二十七條第一項の表中「大学設置審議会」文部大臣の諮問に「大学の設置の認可及び博士その他の学位に関する事項を調査審議すること」を一を「大学設置審議会」文部大臣の諮問に「大学の設置の認可及び博士その他の学位に関する事項を調査審議すること。」「高等専門学校設置審議会」文部大臣の諮問に「高等専門学校の設置の認可及び私立高等専門学校の設置に関する事項及び私立高等専門学校の設置する学校法人

に關し私立学校法に規定する事項を調査審議すること。一に改める

(教育職員免許法の一部改正)

第十四條 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第五條第三項ただし書中「修得しない者」の下に「又は高等専門学校を卒業しない者」を加える。

(測量法の一部改正)

第十五條 測量法(昭和二十四年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第五十條第一号中「認定した大学」の下に「短期大学を除き、旧大学令(大正七年勅令第三十八号)による大学を含む」を加え、同条第二号中「専門学校」を「短期大学又は高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む)」に改める。

第五十一條第一号中「認定した大学」の下に「短期大学を除き、旧大学令による大学を含む」を加え、同条第二号中「専門学校」を「短期大学又は高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む)」に改める。

(社会教育法の一部改正)

第十六條 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第九條の四第一号中「六十二単位以上を修得し」を「六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し」に改める。

第四十七條の二中「大学」の下に「及び高等専門学校」を加える。

第四十八條第二項中「大学」の下

に「高等専門学校」を加える。

(私立学校法の一部改正)

第十七条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(所轄庁)

第四条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事とする。

一 私立大学及び私立高等専門学校

二 前号に掲げる私立学校以外の私立学校

三 第一号に掲げる私立学校を設置する学校法人

四 第二号に掲げる私立学校を設置する学校法人

五 第一号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校とをあわせて設置する学校法人

第五条 第一項第一号中「大学院、盲学校」を「大学院、高等専門学校」の学科並びに盲学校に改める。

第七条中「私立大学」の下に「及び私立高等専門学校」を加える。

第八条の見出し中「又は私立大学審議会」を「私立大学審議会又は高等専門学校審議会」に改め、同条第一項中「私立大学」の下に「及び私立高等専門学校」を加え、同条に次の一項を加える。

3 文部大臣は、私立高等専門学校について、第五条各号に掲げる事項を行なう場合においては、あらかじめ、学校教育法第七十条の七

第一項の高等専門学校審議会(以下高等専門学校審議会という)の意見を聞かなければならない。

第九条 第二項及び第十一條第一項中「私立大学」の下に「及び私立高等専門学校」を加える。

第二十六條第二項及び第三十一條第二項中「又は私立大学審議会」を「私立大学審議会又は高等専門学校審議会」に改める。

第三十條第一項第三号中「大学院」の下に「学科」を加える。

第五十九條第六項中「又は私立大学審議会」を「私立大学審議会又は高等専門学校審議会」に改める。

第六十四條第一項後段を次のように改める。

この場合において、第四條中「前号に掲げる私立学校以外の学校」若しくは「第二号に掲げる私立学校」とあり、又は第八條第一項中「私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校」とあるのは、「私立各種学校」と読み替へるものとする。

(図書館法の一部改正)

第十八條 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号中「大学」の下に「又は高等専門学校」を加え、同項第三号中「大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加え、同条第二項第二号中「卒業した者」の下に「又は高等専門学校第三学年を修了した者」を加える。

第十三條第三項中「大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

(建築士法の一部改正)

第十九條 建築士法(昭和二十五年法律第二百二二号)の一部を次のように改正する。

第十四條第二号中「短期大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

第十五條第一号中「学校教育法による大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

(積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部改正)

第二十條 積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項第十七号中「又は」を「による大学若しくは高等専門学校又は」に改める。

(道路運送車両法の一部改正)

第二十一條 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第五十一條第一項第三号中「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学」の下に「又は高等専門学校」を加える。

(産業教育振興法の一部改正)

第二十二條 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二條中「又は大学」を「大学又は高等専門学校」に改める。

第十五條第二項第一号中「又は短期大学」を「短期大学又は高等専門学校」に改め、「短期大学」の下に「又は高等専門学校」を加える。

る。

(税理士法の一部改正)

第二十三條 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第九号中「規定による大学」の下に「高等専門学校」を加える。

(特殊土じ、ふ、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部改正)

第二十四條 特殊土じ、ふ、地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第十一号中「又は」を「による大学若しくは高等専門学校又は」に改める。

(急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部改正)

第二十五條 急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和二十七年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項第九号中「又は」を「による大学若しくは高等専門学校又は」に改める。

(母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部改正)

第二十六條 母子福祉資金の貸付等に関する法律(昭和二十七年法律第三百五十号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第七号中「若しくは大学」を「大学若しくは高等専門学校」に改め、同条第三項中「又は大学」の下に「若しくは高等専門学校」を、「その者が引き続き大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

第四條第七号中「大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

第十條の二第一項第二号中「若しくは大学」を「大学若しくは高等専門学校」に改める。

(湿地単作地域農業改良促進法の一部改正)

第二十七條 湿地単作地域農業改良促進法(昭和二十七年法律第三百五十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第十一号中「又は」を「による大学若しくは高等専門学校又は」に改める。

(海岸砂地帯農業振興臨時措置法の一部改正)

第二十八條 海岸砂地帯農業振興臨時措置法(昭和二十八年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項第十号中「又は」を「による大学若しくは高等専門学校又は」に改める。

(畑地農業改良促進法の一部改正)

第二十九條 畑地農業改良促進法(昭和二十八年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第十号中「又は」を「による大学若しくは高等専門学校又は」に改める。

(青年学級振興法の一部改正)

第三十條 青年学級振興法(昭和二十八年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第三項中「大学」の下に「及び高等専門学校」を加える。

第十九條第一号中「修得し」の下に「、又は高等専門学校を卒業し」を加える。

第二十條第二項第一号中「卒業し」の下に「又は高等専門学校第三学年を終了し」を加える。

(技術士法の一部改正)

第三十一條 技術士法(昭和三十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第六條第一号中「(短期大学を除く。)」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

(首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部改正)

第三十二條 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律(昭和三十四年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第一條中「大学」の下に「高等専門学校」を加える。

(国民年金法の一部改正)

第三十三條 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項第八号にハとして次のように加える。

ハ 学校教育法第七十條の二に規定する高等専門学校及びこれに相当する国立の学校で厚生大臣の持定するもの。

附則

この法律は、学校教育法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第号)の施行の日から施行する。た

だし、第十二條の規定は、建設業法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第 号)の施行の日から施行する。

理由

学校教育法の一部改正による高等専門学校の制度の新設に伴い、関係法律の規定を整理する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○竹下委員長代理 荒木文部大臣。

○荒木文部大臣 このたび政府から提出いたしました学校教育法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、工業に関する中堅技術者を養成し、もって産業の発展に寄与するために、学校教育法の一部を改正して新たに高等専門学校の制度を創設することとしたものであります。

現在、わが国における産業経済の著しい発展に伴い、科学技術者の需要は著しく増大し、特に工業に関する中堅技術者の不足が痛感される情勢になったのであります。

このような情勢に則し、政府においても各方面の意見を勘案して検討を重ねました結果、このたび、新たに高等専門学校の制度を設け、社会が強く求めている有為な中堅工業技術者の養成をはかる必要があると考えた次第であります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。第一に、新たに高等専門学校

の制度を設けることとし、これを学校教育法における学校の種類の一つとして明記したのであります。高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とし、高等の職業教育を行なう専門教育機関の性格を有するものであります。

第二に、高等専門学校には工業に関する学科を置くことといたしました。さきに述べましたように、高等専門学校の制度創設の理由は、中堅工業技術者に対する社会の要求にこたえることにあるのでありますから、高等専門学校の学科は、工業に関するものとする

第三に、高等専門学校の入学資格は、中学校卒業程度とし、その修業年限は五年といたしました。このような五年制の一貫した学校制度により、専門教育の強化と基礎教育及び一般教育の効率的な実施をはかったのであります。

第四に、高等専門学校及びその学科の設置については、文部大臣の認可を必要とすることといたしました。この場合においては、認可の適正を期するために、高等専門学校審議会に諮問することといたしました。

第五、高等専門学校の教職員については、高等専門学校には、校長、教授、助教授、助手及び事務職員を置き、必要に応じて講師、技術職員その他必要な職員を置くことができるものといたしました。

第六に、高等専門学校を卒業した者は、文部大臣の定めるところにより、大学に編入学することができるようにし、また、公、私立高等専門学校の所

は、大学に関する規定を準用することといたしました。

なお、高等専門学校の発足につきましては、設置基準の作成、高等専門学校の審議会の審査事務及び申請者の便宜等を考慮して、昭和三十七年四月一日から設置することができるようにといたしました。

次に、このたび、政府から提出いたしました学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、学校教育法の一部改正による高等専門学校の制度の新設に伴い、各関係法律に所要の改正を加えたものであります。

内容のおもなものを御説明申し上げます。第一に、建築士法等の一部を改正して、大学または短期大学卒業程度を資格要件の全部または一部とする工業関係の技術者の資格規定に、高等専門学校卒業者を加えることといたしました。

第二に、文部省設置法の一部を改正して、高等専門学校審議会を文部省に設けることとし、また、高等専門学校に関する事務を大学学術局でつかさどることにするなど、文部省の所掌事務について所要の改正を加えることといたしました。

第三に、私立学校法の一部を改正して、私立高等専門学校及びこれを設置する学校法人に対する私立学校法の適用については、私立大学及びこれに設置する学校法人に準じた取り扱いといたしました。

第四に、畑地農業改良促進法等の一部を改正して、審議会の構成員等

に大学教授とあるものについては、高等専門学校の教授を加えたことであります。

その他、学校教育法の一部改正による規定の整備に伴い、関係法律に所要の規定の整備を行ないました。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、両案について十分御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

○竹下委員長代理 両案についての質疑は追っていたすことといたします。

○竹下委員長代理 次に学校教育等に関する件について調査を進めます。質疑の通告がありますので、これを許します。三木喜夫君。

○三木(喜)委員 この愛媛の問題につきまして、大臣並びに初等中等局長にお伺いいたします。その後文部省においてこれを調査した上で、諸般の問題につきましましてお答えする、こういうことでございまして、その調査をどのように行なわれたかということ、この前の質問に対しまして、私の方で多少納得がいきかねる点がありますので、その点につきまして再度お答えを願いたい、こう思います。最初に文部省の方で調査をどのようにされ、どういう手配をされたかということについて、お答え願いたいと思います。

○内閣府委員 これは政府委員会でいろいろ御質疑がございましたので、愛媛県教育委員会と宇和島の教育事務所が共催しております研修会の企画あるいは受講者の問題、あるいはこの前お尋ねになりました旅費の問題、講

義の内容の問題その他にわたりまして、できるだけ詳細な報告を求めたわけでございます。愛媛県教育委員会から総務課の課長補佐と宇和島出張所の主事が参りまして、文書で報告をして参りましたので、この講習会の概要につきまして承知したわけでございます。

特にこの研修会につきまして、文部省から補助金が出ているかというお尋ねもあつたように思いますが、それは調べた結果、文部省の文教施策普及費、及び研究団体の助成費、いずれも支出しておりません。これは愛媛県の宇和島市教育委員会と北宇和郡地教委連絡協議会、南宇和郡地教委連絡協議会、宇和島教育事務所、この四者が共催で行なつたものでございまして、昭和三十六年の一月七日、八日、この二日間におつた中堅の女子教員の研修をしたわけでございます。その際に班別にして、組合員と非組合員に何か席を指定したというふうなお尋ねもございましたけれども、この会場が公民館でございまして、非常に施設が狭かつたというので、やむを得ずしたわけでございます。何か組合対策というふうな観点からやつたわけでもありません。受講生は一応指名いたしましたけれども、本人の都合によつてそのうち二名は交代をさせておるのであります。必ずしも無理やりに出したというのではなく、参加できる者を求め、その参加する人に対しては出張命令を出したわけでございます。

それから三百円何がしをとつたというお話でございますが、これは二等旅費のほかは宿泊費として三百五十円県の方から支給をいたしております旅費の支払いがございましたので、とりあえず追加払いをしたという程度でございます。これまた何らとがめることではないと考えております。県の教育委員会は直接はこの計画にはタッチしておりませんが、県の宇和島出張所がいたしたこととございまして、責任は宇和島出張所及び先ほど申しました四団体の関係にあるわけでございます。

特に菊池講師のお話が出ましたが、菊池講師のこの講演内容を見ましたところ、速記録はございせんが、要旨だけが出ておりますが、別にとがめ立てることも私はないと思う。菊池講師は七十五、六才の方で、教育界の元老でもあるし、大へんに視学をされたこともある、その退職後の私生活も非常にりっぱであつて、教養子や後輩が非常に多いのでございまして、ことに県下の教育界として菊池講師を呼んでぜひ話を聞きたいということと呼んだようないきさつでございます。本人は、七十五才でもありますので、年を取つておつて、私は感覚的にズレもあるでしよう、だから私の話の一つの参考にしてほしいという、非常に謙虚な態度で講義されておるのであります。

講義の内容といたしましてはおもな点は二つあるようでございます。一つは現在天皇制に対する否定の動きや、やゆし、からかうような不謹慎な事例も出ておる、天皇は日本国及び日本国民統合の象徴であるという点を歴史からいろいろ述べておる、それからこのごろの風潮として親子の愛情も薄れておるというようなことを嘆いてお述べになつたようでございます。講義自体については何ら問題にするところはないのではなからうか、要するに教育者

としての心がまえを話し、「松下村塾記」とか「君臣の義」というような古典をテキストに使つて教師の心がまえを説いたというだけでございまして。ただ問題にされました、あとから先生が私信で受講者に配られたあいさつ状がございまして。このあいさつ状の中には、国民一人々々が思ひ上がつて、主権者になつたような気持ちになることはこつけないであるばかりでなく、悲しむべきこととか、あるいは皇国護持のため御勇奮あらんことをというようなことが書いてあつて、これはどうも私どもは用語が適切を欠いておる。しかし先生の講義自体についてはそういうことは全然なかつた、こう聞いておるのでございまして。あいさつ状はあくまでも本人が個人で出された私信でございまして、講習会が責任を負うべきものではなからうと思ひます。それから、受講生に対して感想を求められておりますが、受講生は、これは署名入りでございますが、一人の先生を除いては全部が、私どもが予期したような意図的なものじゃなかつた。非常にいい講習会だということを書いて感謝の手紙も出し、感想文も出してあります。そういうところを見ますと、講習会全体として問題があるような講習会ではなからうと思ひます。

で、こういう講師を選定したところの責任のお話でございましたが、以上申し上げたような理由で、愛媛県教育委員会が直接タッチしたわけではございません。この講師の選定等につきましてはもつて御心配になるようなことではなかつたように、私どもは報告を受けた次第でございまして。

局側の意図はよくわかりました。しかしながらこれを受けた側のこれに対するところの批判、それからその実態というものを、ただいまの県の教育委員会を通じての報告というものの中に、非常な違いがある。これはやはりどちらから考えましても一方的な考え方というところは免れないと思ひます。従いましてただいまのこの報告に対する問題につきましては、あとでよくこの委員会に皆さんにお話し申し上げて、なお関係者の意向を聞くような方法をとりたい、こう思ひます。しかしながらそれ以前に、先般の委員会で内藤初等中等局長の方からお話がありまして件について、私は疑問に思ひ、このことに対する誠意のある答弁はなかつたように思ひますので、再度この点について伺ひをいたしたいと思ひます。

それは、この講習会が短期間で、二日間に行なわれ、しかも冬休み中であつたので、講習会のやり方としてはやむを得なかつたというお話なのです。が、女子教員に対して十時ごろまでやすることは、私としてはこれは労働基準法の違反ではないかと思ひます。内藤初等中等局長の方からそういうこともやむを得ないということになれば、今後こういう講習会が各地で行なわれても、文部省の見解としてはやむを得ないという見解だと解釈して、そういうことが行なわれたいと思ひます。これは局長として一責任のある答弁をしていただきたいと思ひます。この前はやむを得なかつたというふうなことでこの問題はいなされておるような感じがするわけなので、その点一つはつきりお答えいただきたいと思います。

〇内藤政府委員 出張を受けた場合に、出張旅費なりの中には日当、宿泊費が入つておるわけでございます。単に二日間の出張命令が出た場合に、所定の時間でやり得る場合もやれない場合もあると思ひます。これは私も地方に出張いたしました場合でも同じでございます。まして、勤務時間は五時までと定められておる五時で終わらない場合が非常に多いわけでございます。この講習会のやり方としては、私は問題にならうと思ひます。宿泊講習をやるといふことはどうしてもいかぬというわけには参らぬと思ひます。もちろん講師の方々が御協力していただくことで、宿泊講習でけっこうですということでも御承諾になった場合は、これはとがめ立てすることはなからうと思ひます。文部省の講習会にもいろいろございまして、過去何回か教育課程の講習会あるいは道徳教育の講習会でも、やむを得ず実は宿泊講習をやつたわけなんです。特に組合から非常な妨害を受けましたので、受講生の方々を全部旅館なりあるいは宿舎に泊めて、夜まで宿泊講習をいたしました。ですから宿泊講習が原則的にいかぬとかなんとかでなくて、十分受講生の御理解、御協力を受けてやつておる限りにおいては問題はないと思ひます。労働基準法にどうかというお話もございましたけれども、労働基準法の問題は以前の問題として、受講生の理解と協力を得るなら差しつかえない、こういうふうな考えでおるわけでございます。

〇三木(喜)委員 まだ釈然としないわけでございますが、こういう宿泊講習というものを承諾した線というものでなくて、ただいまの内藤局長のお話で

〇内藤政府委員 出張を受けた場合に、出張旅費なりの中には日当、宿泊費が入つておるわけでございます。単に二日間の出張命令が出た場合に、所定の時間でやり得る場合もやれない場合もあると思ひます。これは私も地方に出張いたしました場合でも同じでございます。まして、勤務時間は五時までと定められておる五時で終わらない場合が非常に多いわけでございます。この講習会のやり方としては、私は問題にならうと思ひます。宿泊講習をやるといふことはどうしてもいかぬというわけには参らぬと思ひます。もちろん講師の方々が御協力していただくことで、宿泊講習でけっこうですということでも御承諾になった場合は、これはとがめ立てすることはなからうと思ひます。文部省の講習会にもいろいろございまして、過去何回か教育課程の講習会あるいは道徳教育の講習会でも、やむを得ず実は宿泊講習をやつたわけなんです。特に組合から非常な妨害を受けましたので、受講生の方々を全部旅館なりあるいは宿舎に泊めて、夜まで宿泊講習をいたしました。ですから宿泊講習が原則的にいかぬとかなんとかでなくて、十分受講生の御理解、御協力を受けてやつておる限りにおいては問題はないと思ひます。労働基準法にどうかというお話もございましたけれども、労働基準法の問題は以前の問題として、受講生の理解と協力を得るなら差しつかえない、こういうふうな考えでおるわけでございます。

〇三木(喜)委員 まだ釈然としないわけでございますが、こういう宿泊講習というものを承諾した線というものでなくて、ただいまの内藤局長のお話で

〇三木(喜)委員 まだ釈然としないわけでございますが、こういう宿泊講習というものを承諾した線というものでなくて、ただいまの内藤局長のお話で

も、当局が指名をしたということ、本人はそういうことについて承諾も何もないわけですから、天下り式なんです。そういう中に問題が一つあるということ、過般の委員会でも指摘しておきました、このたびもその点についてはやはらばかされておられるのです。なお労働基準法違反かどうかということ、以前の問題ということをおっしゃいますけれども、このこと自体、十時ごろまでやるということはいくつか悪いところか、あるいはそれが違反でないか違反であるかということをはっきりしていただきたいと思います。これは個人の事実も、承諾はしていないわけですね。それは参加したんだから承諾したといえませんが、それでも、割当式に、指名式にやられておられる。ここにこの講習会の問題の一つがあるというのを過般の委員会でも申し上げておいたわけなんです。その中で行なわれておる事実を一つ考えてもらいたい。

○内務府委員 女子の深夜業禁止の規定がございます。しかし今回の講習につきましても労働基準監督機関の了解を得て、女子の深夜業禁止に違反する日程ではない、こういうふうな愛媛県の労働基準監督機関は了解を与えておるわけですから、別に労働基準法に違反ということはないものと心得ておるわけがございませう。

それから研修会のやり方でございませうけれども、どういう者を研修させるかというところは、これは任命権者の意思でございませうと思つて、できる場合に相手方の都合を聞いて、できるだけ相手の立場も尊重することも私は必要だと思つて、今回の場合にどう

ういう者を受講生の対象にするかというところはあらかじめ指定したわけなんです。しかし指定したけれども、本人が都合が悪いというもので引っぱり出したわけじゃないんで、この受講生の中で二人は交代させているわけなんです。ですからおっしゃる通りに強制したということじゃないんで、講習会のやり方として、本人の完全な自由意思のもとで希望参加でやる場合と、それから任命権者が特定の人を選んで、そしてその者に特に必要があるからやるんで、その必要性に基づいて講習の計画をすることはこれはまた当然なことでありませう。その場合にいくまでも本人の意思を無視してやることは、これは私よくないと思つて、今回の場合にはそういうことではないと承知しておるのでございませう。

○三木(重)委員 この問題についてはなお私たちの方としても調べる必要があると思つて、女子の深夜業の時間の問題について労働基準監督署の方でこれを認定した、その根拠をわれわれとしても知りたいと思つて、当事者でもありませんからここでその問題を追究する必要もない。ただ、今言われましたように、この講習については、校長も知らなければ地教委も知らなかった。そういう中で定められたというところは、これは事実なんです。これは本人の意思を尊重したということにはならないと私は思つて、なおただいまも、本人の意思を尊重しておれば深夜業でもやむを得ないじゃないかというところ、冒頭そういう御答弁をなさつたのですが、もちろん研修については地教委あるいは地教委で人選

する道もあると思つて、しかしながらこれは深夜業と関連をしておつたからして、了解を得てゐるが得ていないかという問題を提起したわけなんです。そのことについては、私たちの調査の方では、校長も知らなければ地教委の方もだれが出るか知らなかった。その中でやられたということになりませうと、地方の出張所の独断によるというほかはないと思つて、なおこのことについて地教委は責任がないというたゞいまの御答弁でありませうが、これも私は問題だと思つて、これは後刻に譲りたいと思つて、

次に第二点として、これも局長にお伺ひしたいのですが、座禅の方式がとられておるということについて、これも講習会の一つのあり方である、これもやむを得ないかというふうな回答をなされたわけですが、これとて宗教の方式の一つだとも思つて、あるいは近時財界人によつて、座禅ということが自分の自発的な意思によつて、そして座禅によつて自分の意思を鍛練したりすることに用いることはあるとしても、全体一律的にこういうことを課せようとするような計画も、講習会のあり方としてやむを得ないじゃないかというふうな考え方は、私は局長のお考えとしては行き過ぎではないかと思つて、このことが容認されるというところになれば、その他の宗教的な儀式というものの、あるいは方式というものをとり得るということになり、そのことがひいては一つの宗教の形を押しつけるという形態が教育の中に生まれてくるんじゃないかというところを懸念するのです。そういう点について、先般の内務局長の答弁に対して

の不満が私にありますので、もう一回これについては、はっきり文部省の責任者としての態度を表明してもらいたくと思つて、

○内務府委員 先ほどのお尋ねでございませうが、人選と出張命令は地教委が出したものでございまして、宇和島の出張所が勝手にやつたわけではございませう。

それから座禅は、この前やつたというお話が出ましたが、座禅はやつていない。かりにやつた場合どうかというお尋ねでございませうが、やつても、一つの方式でございまして、これは宗教とは関係ございませう。宗教というものは、あくまでも宗教の礼拝とか教義、ドクトリンを説く場合が宗教でございまして、座禅は直接宗教に関係ないと思つて、それは、発生当時にいろいろそういうことがあつたかもしれませうが、今日の段階で座禅が宗教に直接結びつくというところは、これは考えられないと思つて、講習会の形式としてそういうことをおやりになることも一つの方法だと、この前申し上げたわけがございませう。それをやるかやらぬかは、結局主催者の意向と、それを受ける受講生側の協力の態度いかんだと思つて、あくまでも講習会だから、座禅を強要するということとは、これは慎重ななければならぬと思つて、主催者の意向及び受講生の態度がこれに協力的であるなら、これは私は差しつかえないと思つて、

○高津委員 関連して、座禅が宗教でないというところ、宗教でなければ何で宗教を排除しておりますのは、宗教の

教義と礼拝でございませう。ドクトリンとリチュアル、この二つを、宗教に結びつくものとして学校教育の中では排除してあるのでございませう。もちろん私立学校では、宗教は自由でございませうが、礼拝もいたしておりますし、キリスト教の学校ではキリスト教の教義を教え、仏教の学校では仏教の教義を教える。ただ、座禅というのは、発生当時いろいろと宗教に関係のあつたことは私は認めるのでございませうけれども、今日の段階においては、一つの精神修養の方便として使われておる。仏教でなくとも座禅をやつておる人はたくさんあるわけでありませう。ですから、一つの方式としてそういうものを持たれることは——強制してはいかぬと思つて、座禅は、持たれることも一つの方法である、こう申し上げたのでございませう。

○高津委員 信仰は壯嚴より生まれる、非常にきれいに、奥ゆかしく、古めかしき莊嚴をしてあると信仰がそこから生まれる、そのくらいにいわれるものであつて、僧侶が座禅というこれはむしろ禅宗ですが禅宗の修養の方法として、禅宗のみにあるものであつて、禅宗の一部じゃないですか。禅宗の諸君は、あれは宗教じゃない、スポーツでもないし、あれは宗教でないというところ、宗教課長や、あるいは宗教の当事者は怒るようなことじゃないですか、あなたの定義は、

○内務府委員 座禅そのものを切り離して考えますと、別に仏教の信者でなくとも、座禅を組んでいる人は多いわけなんです、精神修養の一つの方便として、それは現在でもやつております

宗教を排除しておりますのは、宗教の

○内藤政府委員 勤行聖典は、食事五観を食前に唱和して、食事後に五観の各一条ずつを解説した、こういうことでございまして、これは大山講師が準

りますから、この点について、文部省の当局、責任者としてどういふふうに考えられるか、かなり事態ははっきりして参りましたので、この点について

御意見を伺いたいと思います。

○内閣府委員 先ほど申し上げましたように、講習会の内容を見ますと、これは問題にするに値しない、こう考えておられるわけでございます。ただ先ほども述べましたように、あとから出したあいつの中での用語が適切を欠いておったということは、私も認めております。しかし講師のお考えは、日本国憲法において、天皇が日本国及び日本国民統合の象徴としての地位が明確になっておる。にもかかわらず、最近の風潮では天皇制を否定したり、あるいはやむを得ない傾向があるので、これについて戒めたのであって、決して皇国護持という言葉からくるような印象は、講義の中では見られない、こういう点で、この講習会自体については、別にとがめだてすることはないのである。宇和島の出張所がこれに参加して、主催者の一員になっております。講師の選定、その他について宇和島の出張所は十分関係したと思っておりますが、県の教育委員会、この程度の講習会は全部出張所まかせにしておりまして、出張所の責任において処理した。こういうことでございまして、全然県の教育委員会が責任ないという意味じゃございませんで、出張所長を任命したのは、県の教育委員会です。それから、そういう間接的な県の教育委員会の責任は、私はあろうと思っております。しかし事はあくまでも講師があとで出したあいつ状態なので、あいつ状態まで追及するのは、これは講習会とは、直接関係ない、こう申しただけでございます。

○三木(善)委員 局長としては非常に

先をおもんばかった言い方だと思っております。でき過ぎであるような感じが私もあるのですが、この講習会でこういうようなあいつ状態を出す人が、その内容についてどうしたかという内容の検討は、局長もおそらく、それに立ち会っているものでもなし、私も立ち会っていない。ただ内容については行き過ぎであったということをおわれは聞いておるのであって、なお局長は一方的な報告によって、そんな行き過ぎた講習の内容ではないという報告を受けられた。しかし、はっきり証明するのは文書に残ったものが証明する。それは講習会とは直接関係ないかもしれないけれども、このあいつ状態の内容が、講習の内容が何であったかという点を証明する、その人の人格を表わしたものであって、その人格から出たものが内容を裏づける、こういうようにわれわれは解釈して、この問題を考えるわけがあります。両者ともはつきりしない中で、はつきりしておるものは、このあとに残ったあいつ状態が文書として残っております。皇国護持という、今の憲法にいうわが日本国は皇国なんですか、いわゆる帝國なんですか、ここに私は問題があると思うのです。これを局長は容認されるような言い方、許容されるような言い方、その点からお伺いしたいと思っております。

○内閣府委員 少なくとも戦時中考えられた天皇主権の皇国とは私は違ふと思う。ですから皇国の意義、内容にもよると思う。少なくとも戦時中いわれたような皇国というものは憲法上現在には存在しないわけですから、そこでこの講師がどういう意味でお使いになったかというところは、結局講義の内容を見なければわからない。講義の内容から見ると、天皇の地位というもののについての十分な尊敬を払わなければならぬというところをおっしゃっているわけですから、それは今、日本の歴史を解明させていただきます。今日憲法上認められておられませんけれども、天皇が日本国及び日本国民統合の象徴であるという点は、現在の憲法でも歴然としておるわけで、その点から皇国護持という言葉を使われたとしたら、用語が適切でなかったのではなか、しかしその意味するところは私どもにも理解できるのではなからうか、かように思うのでございます。

○三木(善)委員 何かくつの上からかゆいところをかいとおるような御答弁で不満足なんです。とにかく皇国というところ自体、天皇の国、読んで字のごとく解釈するのがいいのか、そうしたあなたのような解釈が別にあるのか、その点をお聞きしておるのです。もう一べんこの点お答え願いたいと思っております。

○内閣府委員 普通の用例は天皇に統治されるわが国の意であるとすれば、これは現在の日本の憲法から見ますと、そういうことはあり得ない。ですが、この講師の意図を善意に解するならば、講義の内容というものをから判断しなければならぬと思う。講義の内容を見ると、日本国及び日本国民の統合の象徴である天皇の地位に対する尊敬の念を私ども国民は持たなければならぬ。それは最近の風潮が特に天皇制を否定したりやじたりする風潮があったと思う。ですから、その点から見れば、老講師の御心情は察するに余りあると思う。ここでこの皇国護持という言葉の意義だけで判断すること、私行過ぎではなからうかと思っております。

○山中(善)委員 関連。今局長の話を聞いておりましたが、皇国護持ということば、熟語として、歴史的な用語として使われてきておるので、いろいろ詭弁を弄しておられますけれども、皇国護持という言葉は、君主国家としての国家というものが前提として皇国護持というものが使われてきて、それ以外の用語はどこにもないはずで、そこで善意に解釈を——善意と言っているけれども、なぜそういう無理をするか。一体皇国護持という言葉の中に、新憲法における主権を有する国民の国家という民主国家としての概念は、あなたが皇国護持のためにふるって立ち上がりなさいというこの人の国家観は、客観的に見て君主主権国家を前提としておるということだけは常識として当然じゃないですか。それを無理してどうしてそういうことを言うか。われわれはすなおに憲法を解釈しなければいかぬです。すなおにわれわれは憲法を解釈して、民主的なものを発展させようとしておるのですから……。今のよう話をして皇国護持というものが出てきておるのに、内閣主観解釈だけが出てきておるのであって、それは認めるわけにいかない。もう一度すなおに答えて下さい。

○内閣府委員 皇国護持ということば、私も戦時中たびたび聞かされたことだし、その感じにおいては用語が適切でないということは私も最初に申し上げたわけですから、ただこの講師がどういう意味で使ったかということになりまますと、講義の内容を調べてみるとわからぬ、それで講義の内容を調べてみますと、そういう日本国憲法に矛盾するようなことは、講義では言っていないのです。ですから先ほど申しましたような意味にとつたわけでありまます。

○山中(善)委員 それじゃその次にお伺いしますが、新憲法下における文部省の教育方針の基本というものは、旧憲法のいわゆる君主主権国家の理念から民主国家理念に移って、まだそういう民主国家の感覚というものが国民に育っていないのであるから、教育方針としては国民に主権があるということが強調していくということが、文部省の憲法下におけるところの教育の基本方針であらうと思うのですが、いかがですか。

○内閣府委員 お説の通り、民主国家においては基本的人権を尊重し、国民主権であるということをお認めになければならぬと思うのです。ただ同時に天皇の地位に対して、天皇をないがしろにするというような考えが一部にあるとすれば、これは非常な誤まりだと思ふ。私も日本国憲法第一条のことも十分頭に置いて、天皇の地位に対して明確な態度を堅持しなければならぬと思うのです。こういう点についても、今回の新しい教育課程では天皇の地位を明確にしたわけでございます。

○山中(善)委員 これは大臣にお聞きすべき問題だらうと思うのですが、おそらく戦前前の教育によって日本の国民感情というものは、いわゆる天皇主

権、万世一系の天皇この国を統治する
という第一及び「天皇ハ神聖ニシテ
侵スヘカラス」という第三條に基づい
て教育をされてきた。そこで人権思想
がなくなつてきておる。それで新しい
憲法は、数百万の同胞を犠牲にして間
違ひを起したところの反省のもとに
、国民に主権があるということを前
文においても第一條においてもうたつ
てゐる。これを教育的にどう見るかと
いうときには、天皇崇拝の国民感情は
長くずつとあるのですから、そのため
に民主的な思想が発達してこなかつ
た、人の上に人があり、人の上に人が
あるような、福沢諭吉の言葉を借りれ
ば、人間に対する差別観というものが
あつて、そのために民主思想というも
のが発達してこなかつたので、この新
憲法下における国の教育方針として強
調すべきことは、国民に主権があるこ
うな思想を強調するのが憲法、教育基
本法を守る文教政策の正しい方針であ
る。そして天皇に対する考え方という
ものは長くずつと続いてきておるの
で、天皇を尊重するということが天皇
が統治権の主体であるということと結
合しておるから、その点はそつとして
おいて、国民に主権があるということ
を強調していくことが戦後の文部省の
方針ではないか。それを同じように今
のような話をされるから、結局君主主
家という思想が強調されることにむし
ろ文部省の教育方針があるんだという
ことを答えておるということになると
思ふのです。そうでなくともつとすな
おに、主権が国民にあるということ
を強調したあとに、象徴としての天皇
観というものが自然に入つてこなければ
、それを先に言へば旧憲法の国家観

と同じ教育基本方針だと思ふのです。
今のお答えについては、無意識かどう
か知らないけれども、旧憲法の教育方
針だと思ふのですが、そうでないです
か。

○内閣府委員 国民主権の点は十分
に理解させ、また納得させなければな
らぬと思ふのです。ただ国民主権を強
調するのあまり、天皇制を否定し、あ
るいはこれをないがしろにするような
考え方も一部にあると思ふのです。
が、それは間違ひであると思ひます。
ですから国民主権を大いに強調し、同
時に天皇の地位についても明確な態度
をとつて、国民に天皇に対する敬愛の
念を持たせることはやはり教育上必要
だと思ふのです。

○山中(吾)委員 歴史的に、戦後にお
ける文部省の教育方針というものは、
国民に主権があるということをしつ々
かりと教え込むということを第一の重点
としてとつてきたはずなんです。そう
してそのあとに国民の感情の象徴とし
ての天皇という国民感情がついてくる
のがいいのであつて、国民感情として
の天皇象徴を先にこういう教育委員会
主権によって強調していくことは――
憲法ができてまだ十数年です。どこを
強調するかということの中に教育方針
が出てくる。そこで、基本法にしても
すべて人権の思想から説いてきておる
わけなんです。もし今こういう講習
会を、適當であるのだ、奨励すべき
ものであるというふうな方針があるな
らば、私は教育方針は憲法に忠実でな
いのだと思ふのですが、大臣、いかが
ですか。

○荒木国務大臣 お答えいたします。
憲法をすなおに説くことが第一だ

らうと思ひます。主権在民を先にする
か、象徴天皇の講義を先にするか、そ
のときどきの便宜によつてけつこうだ
らうと思ふのであります。憲法は厳然
として存在しているわけですから、そ
れを説く人がその場の必要性において
象徴天皇制を先に説いたからといつ
て、主権在民がでんぐり返るはずのも
のじゃないのですから、そういうふう
なことをあまり神経過敏に考え過ぎる
こともまたすなおな憲法の解釈ではな
いのじゃないかと思ふのであります。
ことに今問題になつております愛媛県
の講習会の問題は、がんぜない義務教
育課程の子供に教えたものでなくて、
日本の憲法とはいかなるものかといふ
ことは当然知つておればこそ免状を
持つておる教職員に対する話でござい
ますから、ことに神経過敏になるほど
のことでもないのじゃないかろうか。た
だ主権在民にやなしに、主権在天皇で
あるがこゝに講義をしたとすれば、こ
の申し上げましたようにばかじやな
いかと私は思つたんですけれども、調
査の結果によりますと、当該講師は教
育界の元老であり、また講義の内容が
らいきますと、現在の憲法を十分理
解された内容において説明をされてお
ると聞きますから、現実問題として
は、私は大して懸念すべき事柄じやな
かろうと思ひます。

○山中(吾)委員 今問題になつておる
のは、私は、教育委員会主催の講習会
が適當であるか不適當であるかといふ
ことの論議をしておるつもりなんです
ね。そこで聞きしたいのは、愛媛県
の教育委員会主催の講習会の目的はど
ういうふうに向こうで明示をしてお
つたかお聞きしたいのです。

○内閣府委員 趣旨は、管内の中堅
女子教員の資質の向上をはかる、こ
ういふ点が目的でございます。

○山中(吾)委員 資質の向上ではあま
りばくとしてわからないのですが、あ
るいは教科課程の講習会であるとか、
あるいは教育専門知識の講習である
とか、あるいは現代的教育思想として
の憲法、教育基本法をしっかりと人生
観あるいは教師の態度として教え込む
という講習会か、資質の向上というの
はどういう内容として解釈されておる
のですか。

○内閣府委員 これは教科課程の研
究とかあるいは教育技術の研究とかと
いうものでなくて、教職員の心がまえ
なり態度というものについて教育長や
菊池講師等が言つていらつしやるわけ
です。私は、やはり教師として一番大
事なものは教師の心がまえだと思
ふのです。教育技術だけで教育するも
のじやなくて、あくまでも精神的な修
養ということが大事だと思ふのです。
その精神的な修養の面だと思ふのであ
ります。

○山中(吾)委員 教師に必要な条件と
いうものは、やはり必要な知識と教諭
技術とあなたのおっしゃる心がまえと
いうのですか、教師としての正しい態
度、この三つは必要だと私も思ひま
す。そこでその一番あとのことを目的
とした講習会として主権をされたとい
うのは、正しい教育観、正しい教師とし
ての考え方というものを前提として、
講師や講義全部を考えなければなら
ぬ。そこで一つ一つの講義の内容とい
うものが偏向しておるかどうかとい
ふようなことは、これは第二の問題で

あつて、講義の内容全部を合わせて憲
法、教育基本法というものに基つた
正しい教育者たる心がまえといふもの
が、この講習会の目的と合つてゐるか
どうかといふことだと思ふのです。そ
こでお調べになつた内容は、松下塾村
記、「勤行聖典」、「食事五観」とい
ふに、そういう講義ばかりでつと並
んでおるとすれば、私は文部省として
も不適當な講習会であるという判定を
下すべきものではないかと思ふ。たと
えば憲法と教育基本法についての講義
が一方にある。古典としての「勤行聖
典」もある。それから古典としてまた
その他の日本の一つのものがあつても
いい。あるいは現在の近代思想とい
ふうなものもそこへ持つてくる。ある
いは教師観の講義もする。それがずつ
と入つてゐるならば私はわかる。しか
し愛媛の場合については、講習の全部
が非常に偏向したものであつて、これ
はすなおに文部省が見たときに、教
育委員会主催の講習会としてはまことに
偏向した不適當な、主権すべきもので
はない、民間のものならばいいという
ことを、講義の全貌からいふならば当
然判定すべきものではないかと思ふの
ですが、その点はどうでしょう。

○内閣府委員 それはお説のように
いろいろやつた方がいいと思ひますけ
れども、これはわずか二日の講習会で
ございませう。そこでどこが教師とし
て欠けておるかという点にならうと思
ひます。おそらく憲法なり教育基本法が
わからない先生が教壇に立つはけつな
いわけなんです。それも私はけつな
いと思ふのです。これが理解がなけれ
ば十分理解させるような講義も必要だ
と思ひます。しかし当面宇和島の女子

の中堅教員を集めてやったのは、特に教師としての心がまえなり精神的な修養というものが一番大事だと思つたのです。そこで教育界の元老であり大先輩であり、県下の人々の尊敬を集めておる菊池講師を頼んだという事は、私は別にとかく言うことではないと思つし、古典についての理解が最近の教育者に欠けておることも事実なんです。

だからいろいろ古典についての心がまえを話すということも、これはけつこうだと思つたのです。要はそれぞれ地方地方によつて何が最も必要であり適切であるかという判断の問題だと思つたのです。その必要であり適切であるというその時点に立つてお考えになったことであつて、必要であるからこういう講習会をやられたと思つたのです。そう考へてみますと、これを文部省がとかく言うべき性質のものではないと思つています。

○山中(喜)委員 地方々々によつてそれは特質がありますから、地方々々によつた特性のある講習会はやつてしかるべきだと思つます。愛媛の場合は、教員組合を三分の二が脱退している。そして三分の一が組合員である。そして教育委員会はそういう意図を持ってやつてゐるということも大体推察できる。そういう地方の実情をながめたとくに、こういう皇國護持、ふるい立てとか、十八世紀の古い思想を鼓吹するということとは、心がまえと思想が一緒になつてゐるから、私は文句を言うわけです。それは私は不適当だと思つた。それはそれとして、局長が今言つたように、菊池講師という者はりつぱな人格者であり、愛媛県の元校長をした人であり、教育界におけるりつぱな人で

あると思つたのです。しかし教育委員会が主催する講師ということとは、りつぱな人格者であるということ、現在の基本法のもとにおける教育方針の上に立つてゐる場合には、少なくとも現在の憲法のもとにおける民主思想を持つておる、それくらい近代感覚を持つておる人でなければ私は不適当であると思つた。りつぱな人格と近代の民主的な思想という二つを持つていなければ、適当な講師とは言えない。いわゆる中世紀的な思想を持ち、まだ君主國家思想というものがあつて、民主的な感覚を持つてゐない思想の人であるならば、りつぱな人であつても私はまことに困つた人であると思つた。その人の人格そのものはけつこうです。しかし現在の憲法のもとにおいて教育方針を立ててゐる限りについては、やはり憲法に合う思想と、それからりつぱな人格と二つなければならぬ。あなたは今菊池さんはりつぱな人だと言われた。その点はりつぱだと思つた。決して個人生活にみだらなこともないし、いろいろのことを考へてゐるりつぱな人だと思つた。しかし教育委員会主催の講師としては、りつぱな人格であるということと、今の憲法、教育法に合う思想を持つてゐる人を選ぶということは、教育委員会主催の講師を選ぶときの基本的条件でなければならぬと思つた。そうじゃないですか。そこで今までの話を聞いてみると、やはり講習のやり方について不適当だと思つたのですが、それはいかがですか。

○内藤政府委員 講義の内容から判断すると、現在の憲法なり教育基本法に反対の意見を述べてゐるわけではございません。またこれに矛盾した思想を持てゐる人とも考へられない。ただあいつが用語の適切を欠いたといふことは先ほど申し上げた通りでございます。そういう点を考へますと、講義の内容及びその人の人柄等から考へても適切である、こう教育委員会が判定したのでございまして、私もそれは適当である、こう思つておるわけでございます。

位を獲得したかのように妄想し」と述べてゐる。どうですか。われわれ国民は主権者の地位を獲得したのではないでしようか。私たちは憲法で天皇を尊敬しなければならぬ。このことも大事ですけれども、各人の人格も、これ尊敬しなければならぬ、大事にしなければならぬといふことは、子供たちとともに今まで考へて参りました。にもかかわらず、これを独断で切り離して講習会で述べられるといふこと、妄想しとは、一体この講師は何を言わんとおるのか。これはやはり最後の私信にもありましたが、その人格が講習の中ににじみ出るといふことを申し上げたことを、如実に現わしてゐるのじゃないかと私は思つたのです。憲法にそういうことが規定してあるかどうか、そういうことを局長が、ここで一方的な調査報告によつてそんなことはありませぬといふように否定したりあるいは言を左右にされるようなことがあれば、この問題追及の意図がぼかされるだけではないとして、文部省の考え方というものが非常に疑問になつてくる。ここに私は問題の焦点を合わせなければならぬと思つたのです。一つその点について「妄想し」といふようなことを言つてゐることが憲法に示してあることに正しいかどうかといふことをお答え願ひたいと思つた。

成した事もまぎれもない事実である」この講師は天皇は対する尊敬といふものを十分に持ち、また天皇を中心として日本が今日まで発展してきた、憲法上の主権、この言葉が用語が適切を欠いたと申し上げたのは、私はこれは冒頭に言つたわけなんです。

〔竹下委員長代理退席、白井委員長代理着席〕

○三木(喜)委員 私がこのことをお聞きしておる一つの意図は、今後文部省の主催で教育会館を作られ、地方において教育研修の場を持つことを奨励されるのが計画されておるわけですから、そこできちやんと行なわれていくということになる問題があるといふこと。なお今度の教育課程の改定にあたりまして、もちろんわれわれは愛國心とか、あるいは日の丸、国旗、君が代といふ問題に対して、やはり考へなければならぬ問題があると思つたのです。こういう点について先ほど文部省が、私たちが心配しておりました皇國觀的な教育を進められるとするならば、この愛媛の問題を一つの契機にして問題だと思つたのです。それなるがためにこの問題をお聞きし、文部省の腹を国民の前に一つはつきり出していただきたいという切なる念願から、この問題を提起してゐるわけです。従つてそういう観点でお答え願ひたいと思つたのですが、この皇國護持の後の私信に問題がある。用語が不適当だ。ただし講義の内容については問題ではなかつた、こつと言われまふけれども、一つその内容を申し上げたいと思つたのです。

○内藤政府委員 今の点は、先ほど申しましたようにこれは私信の中にあるので、講義の内容ではございません。ただ私信の中にこういうことも書かれておるわけなんです。「この國が天皇を中心として組織せられ、團結せられ発展し來つて二千幾百年の歴史を綴り

「人々が思い上つて自ら國の主権者の地位を獲得したかのように妄想し天皇との關係が昨日までとは逆転したかのように考へるならば」こつ書いておりました、天皇を中心として日本が発展してきたのだ、團結してきたのだ、この二千年來の事実といふものは、これは事実だ、こつを強調するの余り、現在申し上げたような用語の不適切があつた、これは私も認めてゐるのです。だけれども、この人は憲法學者じゃありませんので、用語が適切を欠いたことはこれは私も率直に認めますけれども、これは講義の内容じゃございません。あいつつ文の中でございませぬ。

○三木(喜)委員 その問題点につきましてはやはり私は問題が残ると思つたのです。私が非常に心配をしておりますことは、右翼思想がこつで強調されたのではないかと、それから宗教の押しつけが行なわれておるのじゃないかといふこと、組合非難がなされて脱退勧奨がなされるのじゃないか。これは明らかに私どもの調査の方では、そういうことが講習会の中で座談の形で出て行なわれておるといふこと、それも私どもの調査でありますからして、文部省はただ報告をお受けになつただけで、共同で調査すればまだ

○山中(喜)委員 地方々々によつてそれは特質がありますから、地方々々によつた特性のある講習会はやつてしかるべきだと思つます。愛媛の場合は、教員組合を三分の二が脱退している。そして三分の一が組合員である。そして教育委員会はそういう意図を持ってやつてゐるということも大体推察できる。そういう地方の実情をながめたとくに、こういう皇國護持、ふるい立てとか、十八世紀の古い思想を鼓吹するということとは、心がまえと思想が一緒になつてゐるから、私は文句を言うわけです。それは私は不適当だと思つた。それはそれとして、局長が今言つたように、菊池講師という者はりつぱな人格者であり、愛媛県の元校長をした人であり、教育界におけるりつぱな人で

○内藤政府委員 講義の内容から判断すると、現在の憲法なり教育基本法に反対の意見を述べてゐるわけではございません。またこれに矛盾した思想を持てゐる人とも考へられない。ただあいつが用語の適切を欠いたといふことは先ほど申し上げた通りでございます。そういう点を考へますと、講義の内容及びその人の人柄等から考へても適切である、こう教育委員会が判定したのでございまして、私もそれは適当である、こう思つておるわけでございます。

位を獲得したかのように妄想し」と述べてゐる。どうですか。われわれ国民は主権者の地位を獲得したのではないでしようか。私たちは憲法で天皇を尊敬しなければならぬ。このことも大事ですけれども、各人の人格も、これ尊敬しなければならぬ、大事にしなければならぬといふことは、子供たちとともに今まで考へて参りました。にもかかわらず、これを独断で切り離して講習会で述べられるといふこと、妄想しとは、一体この講師は何を言わんとおるのか。これはやはり最後の私信にもありましたが、その人格が講習の中ににじみ出るといふことを申し上げたことを、如実に現わしてゐるのじゃないかと私は思つたのです。憲法にそういうことが規定してあるかどうか、そういうことを局長が、ここで一方的な調査報告によつてそんなことはありませぬといふように否定したりあるいは言を左右にされるようなことがあれば、この問題追及の意図がぼかされるだけではないとして、文部省の考え方というものが非常に疑問になつてくる。ここに私は問題の焦点を合わせなければならぬと思つたのです。一つその点について「妄想し」といふようなことを言つてゐることが憲法に示してあることに正しいかどうかといふことをお答え願ひたいと思つた。

成した事もまぎれもない事実である」この講師は天皇は対する尊敬といふものを十分に持ち、また天皇を中心として日本が今日まで発展してきた、憲法上の主権、この言葉が用語が適切を欠いたと申し上げたのは、私はこれは冒頭に言つたわけなんです。

〔竹下委員長代理退席、白井委員長代理着席〕

まだ疑問点が解明されると思います
が、その点はあとに残しておいて、た
だこの中で天皇を非常に尊敬しなけれ
ばならない、皇國護持だという考え方
で進められておられるということが問題で
はありますけれども、それよりも私は
基本的な人権がこの研修会の中で侵さ
れておったのではないかと、侵されるよ
うな言辭がなされたのではないかと
いうことをおそれるのです。それはたと
えて申しますと、この講習の中で、女
教師は便所のそうじをしておつたら
いのだ、かわいがられる女教師でなけ
ればならぬというように、研修会それ
自体がもう少し研修をして識見を高め
ていかなければならないのに、そうい
うようなことが言われておる。あるい
は女教員は卒業したときがやまであ
って、だんだん子供を産んで、これは
教育力が低下をする、こういうことは
女教師としては成むべきことである。
こういうことは、女子ならば教育力が
低下するのが当然とは言いませんけれ
ども、子供を産むことは当然のこと
でありまして、こういうことを問題に
取り上げたところの講義内容あるいは
講習というところに疑問があり、冒頭に
申し上げましたように、時間的な、勞
働基準法的な問題、それから一律的に
座禅を組ます、あるいは宗教行事を押
しつけようとしたのではないかと、それ
から一方ではそうした内容が女教師の
人権をさらに踏みにじつたような言動が
なされておる。その中で右翼思想をた
たき込み、なお組合誘導というよう
なことが行なわれておるということを、
非常に憂うるものです。それだからこ
の問題を提起したわけでございます
が、一応この問題を後刻調査してい

だいて、私は自民党であらうと社会党
であらうと、両者、寄つて、正しい中
正な教育を推し進めていくことが大事
だと思ひますので、この問題は両党と
も真剣に取り上げていただきたいと思
うのです。ただ一愛媛の事象と考
えず、愛媛の事象はやがて本年度から行
なわれる教育研修とつながりますし、
文部省の考えとつながりについては再
度調査をするとかなんとかの形で慎重
に取り扱つていただくことをお願いし
ておいて、この次の質問に移らせてい
ただきたいと思ひます。

第二点といたしましては、私はこの
内容に先ほどから申し上げましたよう
な心配を持つておられますので、先般の
大臣のお考えでは、こうしたことを
やつておるような講習会あるいは講師
なれば、ばかたれではないか、しかし
ながら今日では愛媛からの報告によ
ると、そういうことが行なわれてい
ない、しかし私たちの行では行なわ
れておる、こういう見解の相違がで
ておる。あるいは調査の基礎の問題
もあらうと思ひますが、そこからこ
ういう見解の相違ができておるのだ
が、かりに大臣が言われるようにば
かたれなれば、これに対する文部省と
しての法的措置あるいは監督的な立場
でどういう措置をとられるかにつ
いて、質問したいと思ひます。根本的
には、先ほどこちらからもお話があ
つたように、文部省が地方の教育行政
については自主的な立場をとらうとい
うことは、これは大事なことです。し
しながら行き過ぎがあつた困つたこ
とがあれば、これに対処するところの
見解

程度の方策を持つていただかなければ
ならぬのではないと思ひます。この
立場について、この問題をお聞きした
いのですが、私はこうした講習会を主
催し、あるいはこれを地方教育委員会
ないしは地方の出張所にやらしたと
いうものの、直接県の教育長も講師と
して認めておるのですからして、教育
長の責任ではないかと思ひます。そ
ういうばかたれの講師を連れてきて、
その内容についてそうした行き過ぎた
ものがあり、その方法についても問題
があるとするならば、やはり教育長の
責任ではないかと思ひます。従いま
して私の考えでは、この憲法の十八
条、十九条、二十条、これらに違反す
るところの講習だったと思ひます。従
いて、これについて文部大臣として
は、法に定められたところの立場か
ら、たとへて言へば地方教育行政の組
織及び運営に関する法律の十一條の五
項にきめてあることがありますが、そ
れに従つて、この講習をやつた者に対
するところの措置を考えられるかど
うか、これについて、これは文部大臣
にお聞きしたい。

○荒木國務大臣 この前三木さんのお尋
ねにお答えして、今御指摘のような意
味のことは申し上げたのであります。
それはあくまでも——今にして判明し
ましたことは、菊池先生の私信の中に
ある用語、それが講習の場でそれを強
要するようなことでやられたならばと
いう前提、その気持の前提に立つて、
今の憲法を知らない人であり、またそ
ういふことをあえて言うならばばか
じやないかと感じますと申し上げたこ
とは確かでありまして、ところがだん
ん調べてみますれば、講師の菊池先生

は、何度か話が出ましたように、りっ
ばな人格者であり、教育界の大元老で
あり、県民がひとしく私淑しておるよ
うな方であり、同時にその方が講習会
の席上で述べになったことは、現行
憲法の趣旨も十分念頭に置いて、また
教育基本法の趣旨もわきまえた前提の
もとでのお話であつたということが
はつきりいたしますので、仮定に立
つたとは申しながら、菊池先生そのもの
がばかであるがごとき印象をもしこの
前のお答えで与えておるとすれば、菊
池先生に申しわけないような気がし
たします。もし憲法に違反し、教育基
本法の趣旨に違反するような講習会等
がございましたら、むろん与えられた
権限の範囲内において指導助言するこ
と等は、これは今後当然のことと思
ひます。

見方では、問題の核心をつくことにも
何にもならない。こういう中でこうい
うことを論議しておつても、それはお
互いに水かけ論になってしまうと思
うのです。従ひましてただいま大臣が
おっしゃいましたように、このことが
憲法違反であり、教育基本法に違反し
ておるということなれば適当な処置を
とる、こういう工合に言われておるわ
けなんです、それでわれわれの方と
してはよくわかつたわけなんです。

その次に私は、やはりここにこうし
た現象を生むところの一つの源泉に
なつておることは、愛媛の教育委員
会の教育委員長の問題です。この教育
委員長はすでに師友会というところの
団体に属している。この師友会という
は右翼団体として、しかも調査の対
象になつておるとかいうことを聞いて
おるわけでありまして、その人が県の支
部長で、そして紀元節を復活するとい
うところの一つの政治運動の先頭に
立つてこのことをやられたということ
を聞くわけでありまして、こういう委員
長がおり、そして教育長、そして
菊池さんと呼んでの講習というところ
に、私は問題の核心にだんだん触れて
いくような気がするんです。従ひま
してこの師友会について、こういう問題
が出されておるようならば御調査を願
ひたい。そして調べておるようであ
らうと思ひます。

なおこうした政治団体と見るべきも
のに教育委員長がおることについての
可否について、大臣のお答えを願ひた
いと思ひます。お調べになつておら
れぬようでしたら、政府委員の方から
でもけつこうですから、一つお聞かせ
願ひたいと思ひます。

第一類第六号 文教委員会議録第十四号 昭和三十六年四月七日

○内閣府委員 師友会についてお話がございましたが公安調査庁では師友会は調査の対象にしておりません。従って別に右翼団体というほどのものではないと思っております。それから師友会について今後調査しろ、こういうお話でございますが、よく研究はしてみたいと思えますけれども、私どもそういう団体に対する調査機関でもございませんで、この点については慎重にしたいと思います。

ただ竹葉委員長が師友会の鳥取支部の支部長をしていることは聞いております。紀元節のデモの先頭に立たれたことも聞いております。しかし竹葉委員長は長い間愛媛県教育界に大へん功勞のあった方でもあり、愛媛県の知事が議会の承認を得て任命された方でもございまして、私は大へんうづな方だと常々尊敬を払っておる方でございます。決して右翼思想の持ち主だとは私一度も考えたことはございませんで。

○三木(喜)委員 県議会の承認を得ることは当然でありますし、知事が推薦していくことは当然であります。過去の業績がそうだったから現在にこうだというふうな、その考え方には無理があると思うわけなんです。そうした先頭に立ってやられた事実がいま一つある中では、先がたのいわゆる潜在意識、その人の持つておられるところの人格というものが端的に私は現れたものだと思います。こういう行為はやはり一つの政治運動だと私は思うので、そういうことを県の教育委員長がやられるという点について、私はこの地行法の十一條がやはり問題になってくるのではないか、「又は積極的に

政治運動をしてはならない」ということが示されておるわけなんです。それと関連も私はここに問題になってくるのじゃないかしらと思うわけです。たとい師友会というこの会が右翼団体ではないとしても、そうしたことを、今のところもちろん自民党のこの休日の計画の中には紀元節の問題はあるようだけれども、しかし現在の時限においては、紀元節というふうなものは一つの政治運動、こう見るべきだと思つて、復活せよというふうなことは政治的な運動だと思つて、このこと、先頭に立つというところは右翼思想ということとともに、私は問題だと思つて

○内閣府委員 竹葉さんが自分の個人の自由意思で師友会の支部長をされ、また紀元節を祝するという気持ちでデモの先頭に立たれたというところは、これは個人の自由ではなからうかと思つて、別に教育委員長という資格でおやりになったわけじゃないと思つて。教育委員長としては教育委員会は合議制の機関でございますから、教育委員会を開催する場合の議長となつて、議事の取りまとめをされるのです。その場合に紀元節云々というふうなことがあれば、これは問題かと思つて、まずけれども、個人の資格で紀元節のデモに参加せられたから、これはけしからぬという性質のものでは私はないと思つて。

○三木(喜)委員 この点は局長の御意見をよく承つておきたと思つて、この反対のことがかりに教師によつて行なわれても、これは個人としてやつておる場合にはいいわけなんです、ね、そういう論法でいけば……ある

いは夜やつた、あるいは放課後やつたということになれば、その点はいいわけなんです。個人としてやれば……

○内閣府委員 別にデモに参加されただからといって、公務に支障ない限りはこれは個人の自由でございませんで。

○三木(喜)委員 この点はよくわかりました。次に愛媛県教育研究協議会の性格と文部省との連係というもののについて質問したい、こう思うわけなんです。これは先般文部省に対して、いわゆる地方に対するとここの教育研究助成金としていろいろの名目で出されておりますが、それについてのデータを要求しておきまして、いまだにそのデータが出ていないように思つて、私の手元にはもつていない。従つてそれから判断というところは後日に譲るといたしまして、きょうはその教育研究協議会なるものと先がた申しました研修会との関連も一つ考えてみたいと思つて、当局的御見解も承りたいと思つて。

それは愛媛県にはすでに御存じの、先がた山中委員も申しましたように、あの勤務以来教員組合には相当脱退があるわけでありまして、よかれ悪しかれ法に従つたとここの組合が、こうして脱退の形をとつていくというところは悲しむべきことだと思つて、これは文部省としても、それはよいというふうな御考えはおそらくないだろうと思つて、これは同一観点に立つてもいいと思つて、いきたいと思います。そういうことは非常な悲しみであると思つて、それが、愛媛県の実情に

研究協議会については、すでに昨年の八月の二十六日に有志によつて発議されて発足しておるのですが、二学期、三学期を通じておるのですが、何ら研究協議が進められていないのです、何ら研究協議らしいものもない。それが一つ。それから第二組合的な性格を持つておる。それから活動の内容といたしましては、教員組合を脱退した人たちは全部入会の資格があるという形をとつております。それからその内容、活動計画については、その研究会の持つところの研究、二、構成、三、組織の問題、四、教育予算について要求をするとかいうようなことがその活動計画の中に述べられておる。こういうふう

に考えていきますときに、この教育研究協議会というものは明らかに第二組合的な性格のもので、私たちが非常に疑問に思つておることは、これは人事委員会に届け出てやらなければならぬ職員団体ではないかということが一つ。組合を脱退した者でなければ入れない

——今はもう両方に入つてもいいというふうな格好になつておる。そうであるが、当時はそういうふうな形を持つておつた。それが疑問の第二点。第三点としては、その活動内容が、先がた申しましたように、予算に対して、あるいは勤務条件に対して要求をしておることは、これは明らかに職員団体だと思つて、今後文部省の指導において、各県でそうした研究協議会が持たれると思つて、そのときに、この見解を明らかにしておかなくては、この問題は今後混同されて、第二組合的なものがたくさんできていくというふうなこともあり得ると思つて、す。なお、この行なつておるものが不

当労働行為であるというふうな点も出ておるわけなんです。

まず最初に明確にしたいことは、愛媛県の実情を調査されているかないかわかりませんが、この教育研究協議会は、私たちの判断ではそのような性格を持つておるので、これははっきりした職員団体のように思つて、その点はもうどういう場合にお考えになつておられますか。

○内閣府委員 愛媛県教育研究協議会は、この規則によりますと、「本会は教育職員と親和提携を密にして教育上の諸問題を研究協議し、本県教育の刷新発展に寄与することを目的とする」と書いてありまして、この目的から見ますと、明らかに教育研究団体でございませんで。その活動状況につきましては、それぞれ小学校部会、中学校部会等がございまして、その中に国語、算数、理科、図工、音楽、家庭、体育、それぞれの研究部会がありまして、研究の事項も出ておるわけでありませんで。国語の読解指導と言葉のきまりの指導とか、あるいは社会科では単元構成と学習内容の研究、それぞれ研究項目も出ておる。活

発な研究活動をしておる、こう承知しておるわけでございます。ただ研究団体だからといって、これが教職員の福祉増進のことをやってはならないという規定はどこにもないのであります。私は、教職員の研究協議会が福祉向上のことを心配することは、これまた当然のことだと思つて、ただ第一義的に教育研究をする団体か、第一義的に教育職員の勤務条件の改善をはかるかということによつてきまると思つて、職員団体は第一義的に勤務条件の

改善及び待遇の改善をはかるのが目的であります。そのためには当局と交渉する道が開かれております。交渉するためには登録要件が必要である。この研究協議会はそのような団体じゃない。あくまでも教育研究を主に考えて、あわせて教職員の福祉の増進をはかるということをしておるわけでありまして、ですから登録する必要はないし、従って当局側はこの待遇改善について交渉しなければならぬ義務は存在しないわけでありまして。ただ教職員の待遇改善をやるのは、私はいろいろな団体があつて差しつかえないと思ひます。PTAがやつてもいい、父母会がやつてもいい、この研究協議会がやつていって一向差しつかえないと思ひます。そういう意味から申しまして、これを第二組合だというふうに断定するのは少し行き過ぎではなからうか。それからこの団体への加入、脱退は自由でございます。ですから自主的にどうおきめになるか、それは御自由でございまして、この規約の中から見ますと、別に職員団体から脱退しなければ加入してはいかぬという規定はございません。ただ事実上そういう取り扱いをしておるといふことを伺つておりますけれども、これは結局組合なり団体が自主的におきめになることだと思つております。

○三木(喜)委員 そういふような表面の把握の仕方だけでこの問題を見ておられることは皮相な観があると思ひます。それは何においても表はそういうことにすると思ひます。ただ私は活動の内容を申し上げたのです。八月二十六日から協議して二期期に発足を、三期期も通じ、何らこのことに對する研究は進めていない。この会の副会長に私もはたしたのですが、何ら研究は進めておりません。ただ宿直料とか旅費とか、あるいは教育予算とかというものの対する交渉はやりまして、そうすれば表向きはこういうような名前をつけてはいるものの、その実、活動の第一にやつてゐるところのものはこれであつた。二期期からかかつて、八月から三月までかかつてのことだけしかやつていないのですから、これははつきりした第二組合的な動きです。しかし表向きでわれわれは判断しなければならぬし、文部省としては当然されなければならぬと思ひますので、そういうお答えでよいと思ひますけれども、そういうことが研究協議会の名において愛媛で行なわれていることが、文部省としては何ら差しつかえない、こういう会則だからけつこうだ、こういうことにお考えになるかどうかというのを私は聞きたい。将来こういうものができてきて研究協議会だということになれば、それもまたお許しになる。またあなたが考えるものがあるところの教育会館なれていく、教員組合の研究には教育会館が使われぬ、こういう問題も出てくる。従つてこういう問題を最初に提起してお聞きしてゐるわけです。実際的な活動の問題は第二組合的だ、こういう工合に私は申し上げたのですが、その点どうですか。

○内藤政府委員 教職員の待遇の問題を陳情したからといって、これをすぐ第二組合だというふうに断定するのは行き過ぎだと思ひます。この会は教育研究を主としておる団体だと私もは承知しておりますし、組合員であらうとなかろうと、教育研究は教職員の生命ともいふべきであつて、これは当然推進すべき文部省の責任があると思ひます。そういう団体が各所にあるわけですから、その団体について文部省は教育研究の活動の実態を見て、これに援助していきたい、こういう趣旨でございまして、この愛媛県教育研究協議会は第二組合ではない、こう私は断言できると思ひます。

○三木(喜)委員 私どもは第二組合だと思ひますが、研究の内容を見て援助をしていきたい、こうおっしゃるのですが、今はまだ研究をしてゐるというお話でしたが、一体どんな研究をしてゐるか御調査になつておりますか。

○内藤政府委員 いろいろ講習会で教職員を集めたり、研修会もいたしておられますし、先ほど述べましたように、それぞれ小学校部会、中学校部会には教科別の研究部会がございまして、研究の題目も出ておるわけでございます。で、この研究事業を進めるために非常にわずかではございますが、文部省は助成をしておるのでございます。二十五万円出してゐるわけでございます。

先ほど資料の御要求がございましたので、文部省としては文教施策の普及徹底、研究団体についての委託費、これは私の手元から離れて出しておると思ひますが、どこかでとまつておるとすれば至急督促いたしましてすみやかにお手元に届けたいと思ひます。

○三木(喜)委員 私はこの会の副会長から何ら活動していませんという話を聞いたのです。あなたはその調査をどこでされたのか。何かそこに食い違いがあると思ひます。私はこういう活動がせぬでございまして、そうしてもしばら教職員の待遇とかそういうことを取り扱つて、しかもおれたちがやつてやつたから君たちの待遇がよくならつたやうなことを組合員に言つておる事実も聞かぬわけなんです。それはどこで調査されましたか。

○内藤政府委員 これは愛媛県からきた報告書でございまして、愛媛県教育団体の助成費の計画書が文部省に参つておるわけでございます。

今お尋ねになつたこの副会長のどなたがそういうことを言つたのか、その氏名を明らかにしていただければ私の方でも再度調査したいと思つております。

○三木(喜)委員 名前はあとで申し上げます、記録がありますから。

それで今計画書ということをおっしゃいましたが、それは実施した様子はないわけですか。実施はされてないといふ私に言ふのですが、それは計画書にいろいろのなことを書きますよ。それをもちつてしたかのごとく言われるところにあつた言葉の魔術がある。そういうことでもの正体を見きわめようと思ひます。この委員会が混乱するばかりです。そうでなくて、やつたかやらないかというのを私は聞いておるのです。それをやらぬでございまして、そのこと自体を、教職員のそういう問題を取り扱うというところは組合の仕事じゃないか。第一義にやつておる仕事だといふことを私は申し上げておるわけですが、その点をもう一回お聞きいたします。

○内藤政府委員 たいだい申しました

計画書については、いずれ報告書が参りますから、報告が参つたらお手元に差し上げたいと思つております。

なお、愛媛県と教育委員会から私が直接聞き、また見た事実では、確かに愛媛県教育研究協議会主催の講習会はしております。

○山中(喜)委員 ちょっと……。今、計画書によつて補助金が交付されておるので、それから、実施をしない場合にはその補助金は取り上げられることになつておると思いますが、取り上げられますか。

○内藤政府委員 それは当然未実施の場合には返還させます。

○三木(喜)委員 先ほどの副会長の名前は、鶴島小学校校長の山口という人です。愛媛県教育研究会副会長です。ただいまのは、いろいろ活動しておられますというものであつたのですが、これは調査するということでは訂正されたと思ひます。内藤局長の御答弁は事実でないというのですね。

○内藤政府委員 私が申し上げたことは事実でございます。愛媛県教育研究協議会主催の講習会がありました。私も講師として列席したことを覚えております。ですからその限りにおいては事実でございます。それ以外にどういふ講習会をされたか、あるいはどういふ研究協議会をされたか、具体的にここに計画が出ておりますが、いざこれ報告書によりまして御審議をいただきたいと思つております。

○三木(喜)委員 大へん量が過ぎてしまつて非常に申しわけないと思ひますので、この辺で中止していただいて、問題はあとにたくさんございしますので、後刻やつていただきたいと思います。

す。これで終わります。

○白井委員長代理 それでは、本日はこの程度にとどめ、次会は公報をもつてお知らせいたします。

これにて散会いたします。

午後一時二十六分散会

昭和三十六年四月十三日印刷

昭和三十六年四月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局